

下請負における地元発注推進企業の顕彰に関する要綱実施要領

(平成 17 年 3 月 30 日財政局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、下請負における地元発注推進企業の顕彰に関する要綱（平成 17 年 3 月 30 日財政局長決裁。以下「要綱」という。）第 7 条の規定に基づき、要綱の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(顕彰手続)

第 2 条 契約担当課長（契約課，区役所総務課及び総合支所総務課の長をいう。）は、本市発注工事の受注者（以下「受注者」という。）に対し、当該工事竣工後に下請負人通知書（別記様式 以下「通知書」という。）を提出するよう依頼するものとする。

2 総括監督員（仙台市請負工事監督要綱（平成 8 年 3 月 28 日市長決裁）第 2 条第 3 項に規定する総括監督員をいう。）は、受注者から通知書の提出を受け、契約課長に提出するものとする。

3 契約課長は、前項の通知書を提出した受注者が要綱第 3 条に規定する顕彰基準に該当する者であることを確認するために、当該受注者の工事成績及び地元発注率等を調査し、その結果を委員会に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日より実施する。

附 則（平成 20 年 3 月 3 日改正）

この改正は、平成 20 年 4 月 1 日から実施し、平成 20 年度に竣工する工事から適用する。

附 則（平成 31 年 3 月 14 日改正）

この改正は、平成 31 年 4 月 1 日より実施する。

附 則（令和 4 年 3 月 24 日改正）

(実施期日)

1 この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現にあるこの要領による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。